

大和市重度障がい児メディカルショートステイ事業について

この事業は、在宅で療養する、医療的ケアが日常的に必要な重症心身障害児が、保護者等の疾病事故などの事情により在宅での療養が一時的に困難になった場合に、大和市立病院（小児科）でのショートステイを行う事業です。

1 対象者

市内に住所を有し、次の（１）から（３）すべてに該当する方です。

- （１）在宅で生活している満１５歳に達する日以降の最初の３月３１日までにある方
- （２）児童相談所により、重症心身障害児の認定を受けている方
- （３）医療的ケアが日常的に必要な方

身体の状態は安定しているが、各種の医療機器を装着していたり、**頻回**の吸引が必要であるといった状態にある方。具体的には「気管切開を行っている」「経管栄養を行っている」などの状態にある方です。ただし、人工呼吸器を装着しているなど、高度な医療的ケアが必要な方や、歩行が可能であるなど頻回な医療的観察の必要性が高い方は対象となりません。

2 対象要件

- （１）保護者等の疾病
- （２）保護者等の事故等による負傷
- （３）保護者等の家族の冠婚葬祭 など

※保護者等：対象者の保護者、養育者

3 相談受付

場 所 すくすく子育て課

時 間 平日８時３０分から１７時１５分まで（土日、祝日の受付はできません）

※大和市立病院では、メディカルショートステイ事業の利用相談・利用申込を受け付けることができません。

4 利用可能日数

１回につき、原則３日以内（自宅での療養が不可能な場合 最長７日）※回数の制限はありません

5 当日の持ち物

日常生活を送る上で、ご家庭で利用されているもの。

（衣類、医療機器、オムツ、内服薬、流動食など。交換用に多めにお持ちください。）

※ディスポーザブルの医療材料（吸引カテーテル等）は、入院時と同様の方法で使用することから、その都度の交換となるため、不足しないよう多めにお持ちください。

6 費 用

この事業をご利用中に市立病院から食事の提供を受けた場合には、１食あたり４６０円（一般の食事療養費相当）の自己負担となります。すくすく子育て課から発行される納付書によりお支払いください。

7 利用手順

事前準備

(1) 事前相談（緊急時のご利用を希望する方は事前のご相談が必要です）

相談先 すくすく子育て課 電話046-260-5673（直通）



(2) 大和市立病院小児科外来受診（緊急時のご利用を希望する方は事前の受診が必要です）

- ・大和市立病院と調整の上、受診日時についてはすくすく子育て課がご連絡します。
- ・受診日当日、主治医が書いた「診療情報提供書」が必要となりますので、受診日までに必ずご用意ください。

※主治医が大和市立病院小児科医の場合は受診を省略できます。



メディカルショートステイ利用

（別紙）「重度障がい児メディカルショートステイ利用イメージ」をご参照ください。

※お子さまがご家庭で利用されている衣類等をご持参ください。

【注意事項】

- この事業は、治療、検査及びリハビリを目的とした入院ではありません。
- 障害者総合支援法に基づく医療型短期入所等のサービスや、児童福祉法に基づく緊急一時保護の制度が利用できる場合は、そちらが優先になります。
- 利用開始は、月曜から金曜のいずれかとなります（祝日は除く）。
- 利用当日、発熱などで体調が安定していない方は利用することができません。
- 利用中に体調悪化などにより治療の必要が生じた場合、原則として主治医など関係医療機関に転院をお願いすることになります。転院できない場合は、本事業を中止とし、大和市立病院で一般入院扱いとなります。
- この事業に関するお問い合わせについて、大和市立病院では受け付けることができないため「すくすく子育て課」までご連絡をお願いします。

大和市 こども部 すくすく子育て課

電話046-260-5673 FAX046-264-0202

(別紙) 重度障がい児メディカルショートステイ利用イメージ

対象

- ・市内在住（在宅）、15歳になって最初の3/31まで
- ・医療的ケアが必要な重症心身障害児

※利用希望者は事前に市立病院を受診しておきます

